

募 集 要 領

1 概要

千葉県南房総市丸山平塚乙2-564に所在する防衛省航空自衛隊峯岡山分屯基地において、基地開放に伴い来庁者の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (8) 公序良俗に反する行為をしたことがない者。

3 設置施設の所在地及び名称

千葉県南房総市丸山平塚乙2-564
防衛省航空自衛隊峯岡山分屯基地

4 公募業者説明会（募集要領説明会及び現場説明会）

本説明会に遅刻又は欠席した場合は、公募に参加できない。

なお、本説明会の参加条件として、公告に添付されている「説明会参加登録票」を令和7年6月25日（水）17時までに5に示す担当者へ持参又は郵送（必着）等により提出していることが必要となる。

- (1) 日 時：令和7年6月26日（木）1400
- (2) 場 所：航空自衛隊峯岡山分屯基地内 庁舎3階 教育講堂
- (3) 携行品：募集要領、身分証、印鑑、筆記用具等

5 担当者（書類提出先及び問い合わせ先）

（1）書類提出先

〒299-2508 千葉県南房総市丸山平塚2番地564

航空自衛隊峯岡山分屯基地

第44警戒隊基地業務小隊厚生班 横田

（2）問い合わせ先

電話：0470-46-3001（内線331）

メールアドレス：YOKOTAh6w@inet.aci.mod.go.jp

6 設置条件等

（1）設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

（2）設置業種及び店舗数

展示即売店 3店舗

（3）設置業者数

ア 商品販売 1社

イ 軽食販売 1社

ウ 飲料販売 1社

※ 応募業者数により変更あり。

（4）使用許可期間

ア 令和7年9月20日（土）

イ 各業者の設置、撤去に要する期間は使用許可期間に含む。

（5）使用料

販売区画に対して、業者側の負担による国有財産使用料が発生する。また、国有財産使用料の納付額及び納付方法については、別途連絡する。

なお、使用に関しては土地のみ、インフラ（電気、ガス及び水道）については国の設備を使用せず、業者の持ち込みにより実施する。

（6）その他

基地側の都合又は天変地異により中止、変更となる場合がある。この場合、基地側による補償は行わないものとする。

7 応募手続き等

（1）申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり、①の提出書類を定められた様式のとおり作成し、②の提出期限までに5の担当者に提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、官側が必要と認めた場合、自治体、警察、消防及びその他関連機関等に内容（個人情報を含む。）を通知することがある。

① 提出書類

i 申請書類1部（別紙様式第1）

ii 企画提案書1部（別紙様式第2）

(ホッチキス止めとし、簡単な装丁にしてください。)

※ 以下の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

ア 主な販売予定商品、販売価格表

イ 衛生管理

ウ 過去3年間の法令遵守状況

エ その他のセールスポイント

iii その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

a 業務確約書(別紙様式第3)

b 戸籍抄本(法人である業者にあつては登記簿謄本)

c 営業経歴書、財務諸表(直近のもの)

d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

(個人:その3の2、法人:その3の3)

e 会社概要(任意様式、パンフレット可)

f 印鑑証明書※発行後3ヶ月以内のもの

g 都道府県知事等の発行した営業許可証の写し(該当する場合のみ。)

h 誓約書(別紙様式第4)

i 役員名簿(別紙様式第5)

※ 防衛省競争資格参加者(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

② 提出期限

令和7年7月8日(火)まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

② 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たされない場合

③ 提出書類等に虚偽の記載があつたと認められる場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合

⑤ 防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水量を滞納している場合

⑥ その他、違反と認められる場合

(3) 提案書修正の禁止

原則として、提出書類の変更(修正、差し替え、削除、追加)を禁止する。

8 選考の方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があつたときは、次点のものを候補者とする場合がある。

なお、必要に応じて、プレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程については、書類選考に基づき選抜された業者に別途通知することとする。

また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決定しない場合には、別途、指定する日時に公開抽選を行い決定する。

9 業者決定

(1) 日時等

業者選考会議（臨時厚生委員会）終了後、分屯基地司令の承認を得てからの決定とする。ただし、前記に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選の開催日とする。

※1 業者選考会議（臨時厚生委員会）

令和7年7月10日（木）午後2時から実施予定

※2 業者選考会議（臨時厚生委員会）は現時点で予定のため、部隊の都合等で決定日時等は変更になる場合がある。

(2) 決定業者への説明会の日時・場所

業者選考会議（臨時厚生委員会）終了後、別途指示する。

10 業者決定後の提出書類

決定された者は、下記のとおり、①の書類を、②の提出先に、③の提出期限までに郵送又は持参すること。

① 提出書類

国有財産使用許可申請書（別途通知）

② 提出先

申請書等の提出先に同じ。

③ 提出期限

別途指示する。

11 その他

① 出店業者は、指定された場所での売店の運営を行うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。また、売店従事者の喫煙は指定場所とするものとし、テント内での喫煙や歩行中、車両操縦中の喫煙は不可とする。

② 自己都合による使用辞退の場合は、既に納入された使用料は返還しない

③ 使用料は歳入徴収官の発する納入告知書により指定期日までに納入しなければならない。

申 請 書

令和 年 月 日

第 4 4 警戒隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

千葉県南房総市丸山平塚乙 2－5 6 4 に所在する航空自衛隊峯岡山分屯基地において、展示即売会を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書

(a) 主な販売予定商品・販売価格表			
商 品 名	規 格	価格 (円)	市価 (円)
(b) 衛生管理 (衛生管理に注意している事項を記入 200 字程度)			
(c) 過去 3 年間の法令遵守状況			
(d) その他セールスポイント (200 字程度)			

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

第44警戒隊長 殿

「防衛省航空自衛隊峯岡山分屯基地における展示即売会の設置及び経営の業務」の応募に関し、健全な業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、経営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第 5 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不正行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

令和 年 月 日

役 員 名 簿

[illegible]